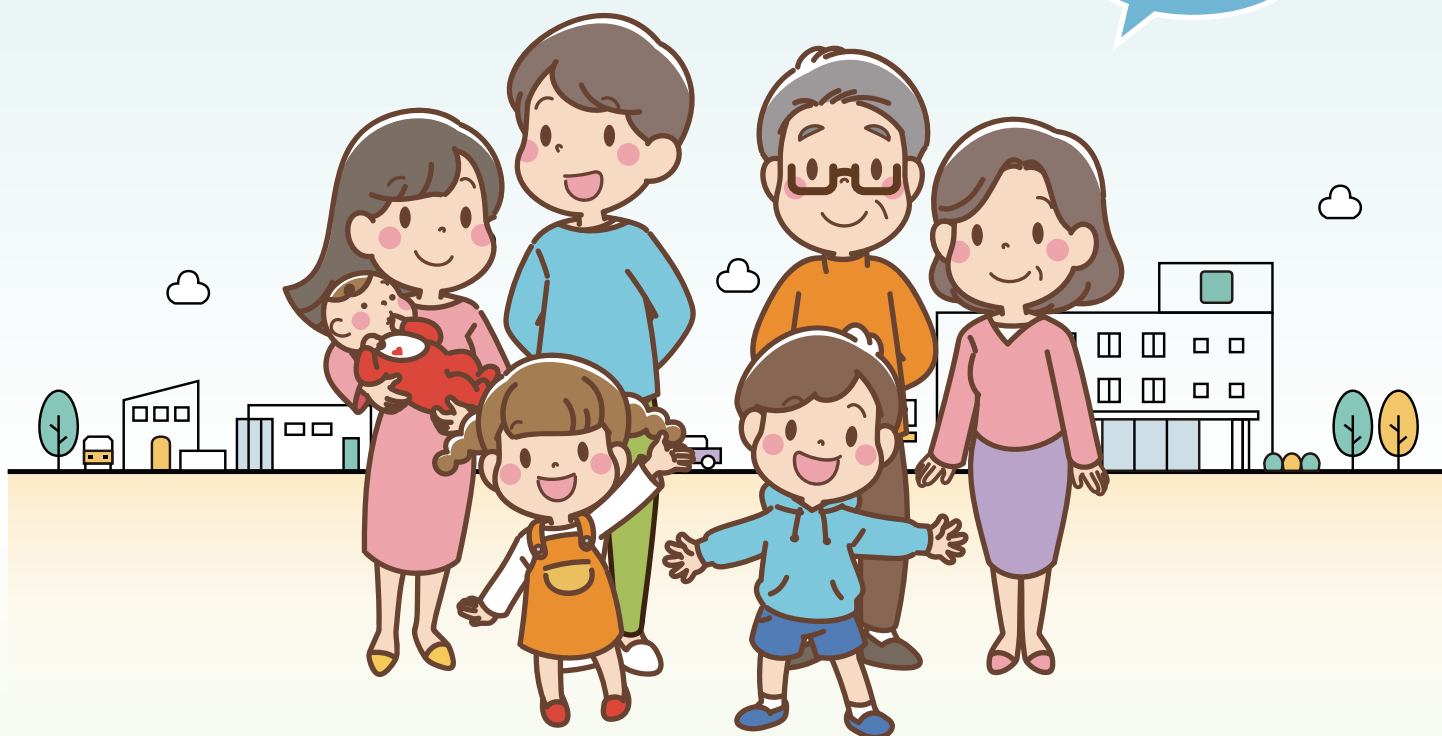


伊予市 高齢者保健福祉計画 第9期介護保険事業計画

概要版



第9期介護保険事業計画策定における国の基本指針

第9期介護保険事業計画の策定にあたって国が示す基本指針の
主なポイントは以下のとおりです。

- 1 介護サービス基盤の計画的な整備**
 - ・ 地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保
 - ・ 医療・介護の連携強化
 - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支える地域密着型サービスの更なる普及
- 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組**
 - ・ 総合事業の充実化
 - ・ 重層的支援体制整備事業などによる他分野との連携促進
 - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化
- 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上**
 - ・ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
 - ・ 働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
 - ・ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策の取組

2024(令和6)年3月 伊予市

計画の基本的な考え方

計画の趣旨

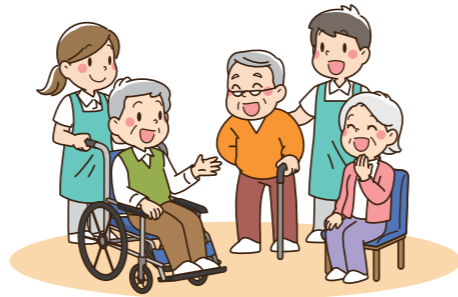
わが国の65歳以上人口は、2023（令和5）年9月1日現在3,622万人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%（総務省人口推計）となっています。

今後、第2次ベビーブーム期（1971（昭和46）年～1974（昭和49）年）に生まれた世代が65歳以上となる2040（令和22）年を超えるまで65歳以上人口は増え続け、75歳以上人口は、さらに2055（令和37）年まで増加傾向が続くと推計されています。要介護認定率が急増する85歳以上人口も2035（令和17）年まで増加傾向が続くことが見込まれています。

こうした背景の下、2025（令和7）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となり、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保はこれまで以上に大きな課題となり、また、社会保障給付費は増加を続けています。

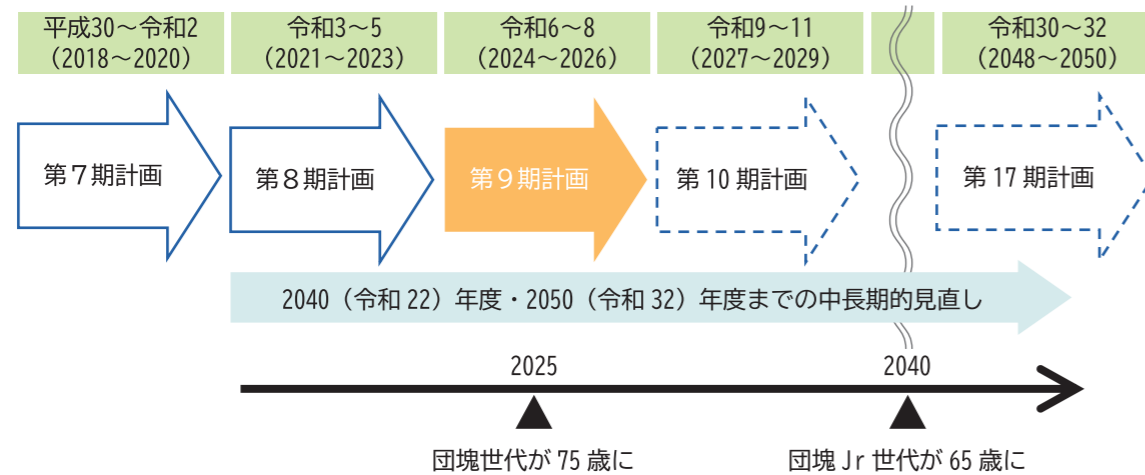
本市では、国より早いスピードで高齢化が進行しており、65歳以上人口は2023（令和5）年にピークを迎え、その後は減少に転じますが、人口全体の減少により高齢化率は上昇し続ける見込みです。

本市においても、介護保険サービスの充実や質の向上はもとより、地域の実情に応じた、住民等の多様な主体が参画した多岐にわたるサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりが急務となっていることから、本計画は、これまで以上に取組を充実させることを目指して策定するものです。



計画の期間

本計画期間は2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までとし、2040（令和22）年度から2050（令和32）年度までの中長期的な視野に立って策定します。

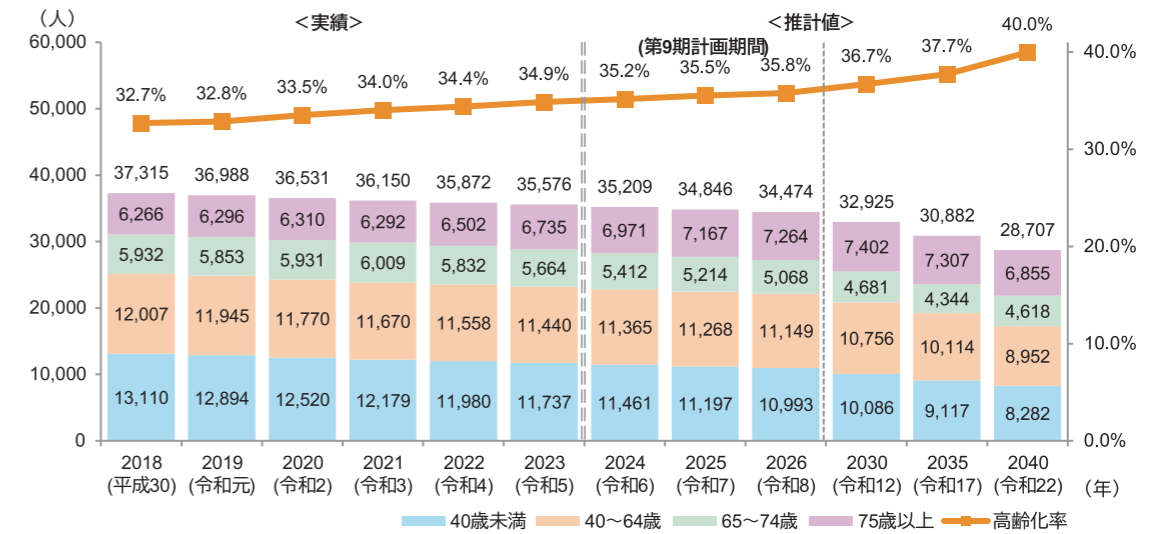


計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定することとなる「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第116条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

高齢者を取り巻く現状と将来推計

人口と高齢化率



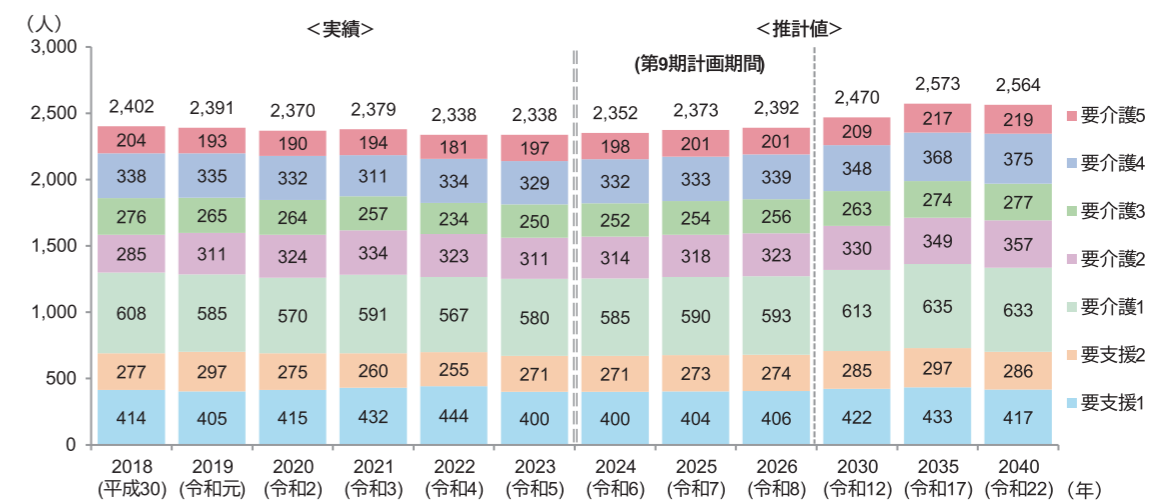
伊予市人口と高齢化率の推移

本市の総人口は、2023（令和5）年では35,576人と、2018（平成30）年の37,315人から5年間で1,739人減少しています。高齢化率は年々上昇し、2023（令和5）年では34.9%となり、75歳以上の割合は18.9%となっています。

推計結果をみると、総人口は今後も減少し、2026（令和8）年では34,474人となっています。さらに、2030（令和12）年では32,925人、2040（令和22）年では28,707人となる見込みです。

一方、高齢化率は年々上昇し、2040（令和22）年には40.0%まで上昇すると予測されています。

要支援・要介護認定者数



要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移は、2018（平成30）年で2,402人、2023（令和5）年で2,338人と、おだやかに減少しています。要介護度別にみると要介護1、要介護3が減少し、要介護2が増加しています。

認定者数は今後増加を続け、第9期計画期間の最終年度となる2026（令和8）年は2,392人で、2035（令和17）年の2,573人をピークに認定者数は減少に転じるものと見込まれています。

基本理念

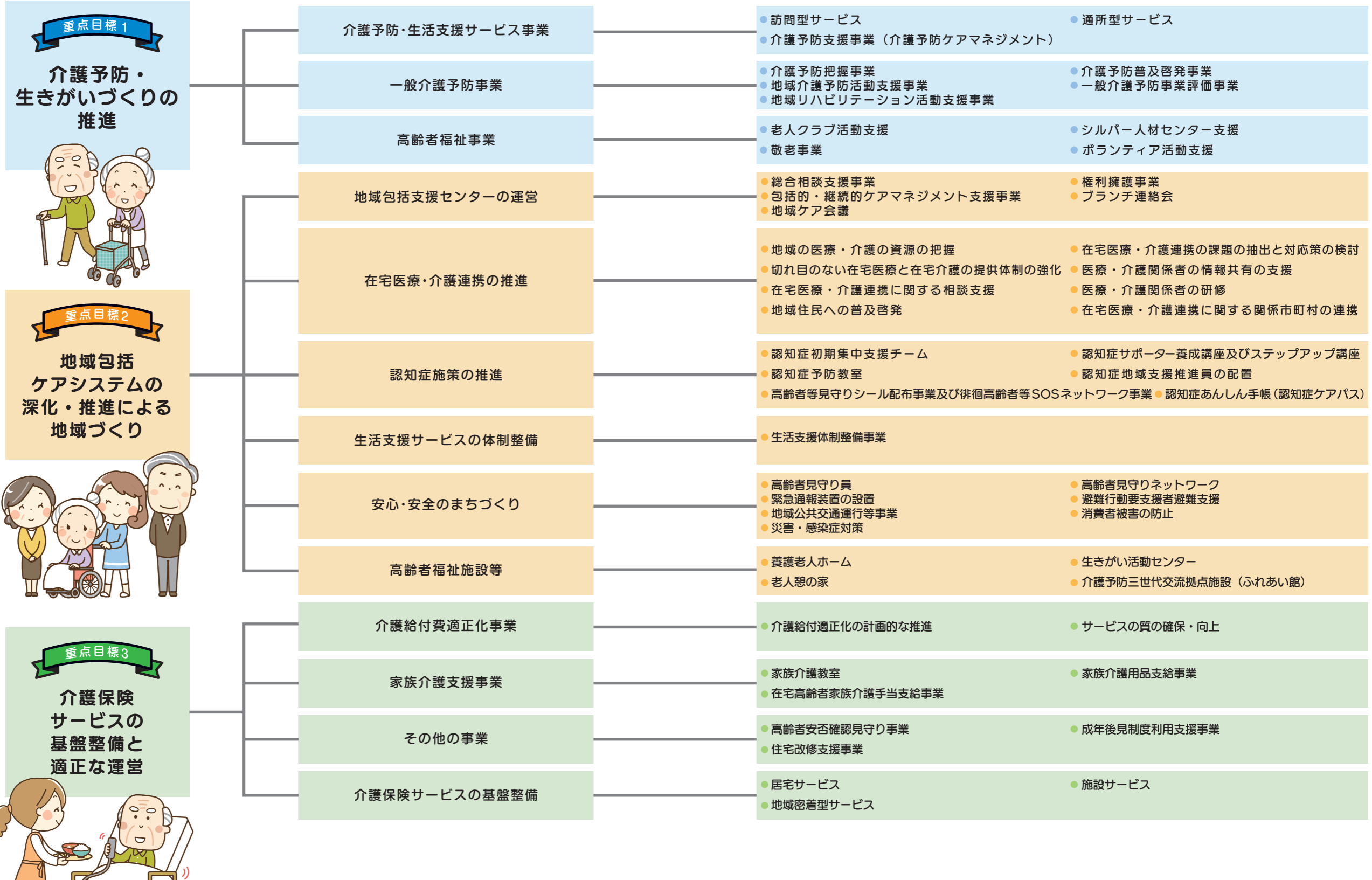
だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる
やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現

基本理念の実現に向け、次の3つの重点目標を掲げて、施策を展開していきます。

重点目標

主要施策

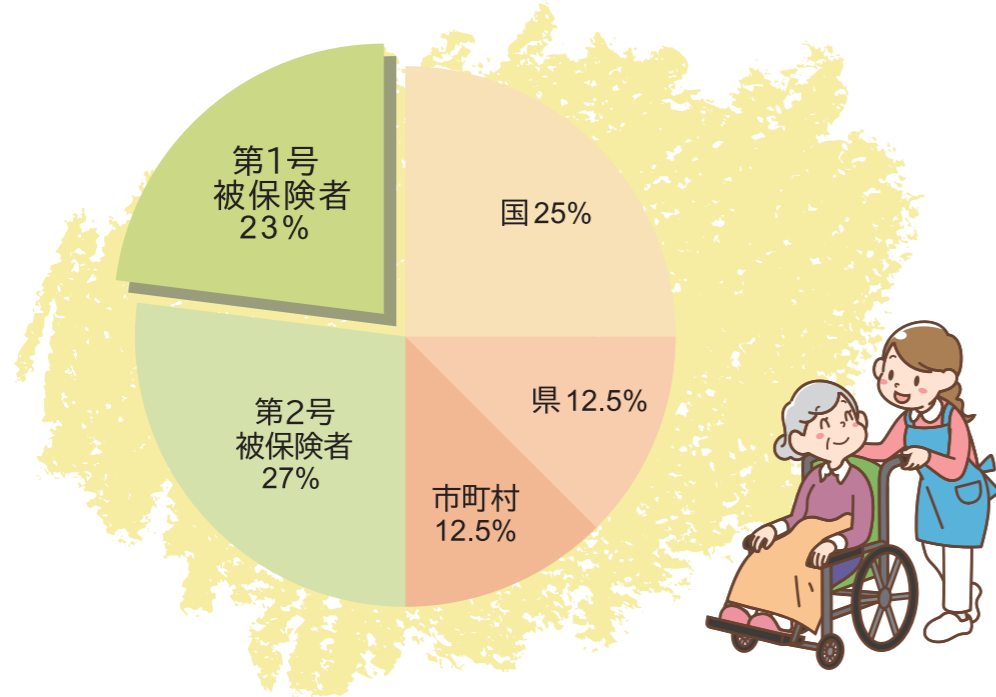
事業



介護保険料の財源について

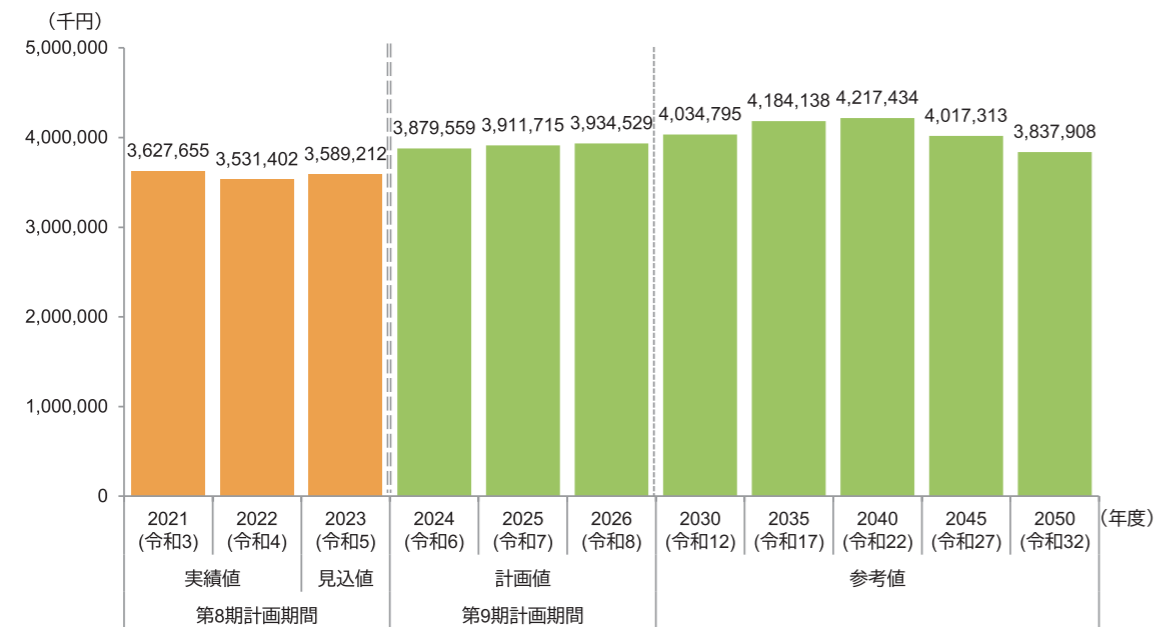
介護保険の財源は、公費と保険料により賄われています。総給付費に対する第1号・第2号被保険者の保険料割合は50%と定められており、その内訳は第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合に基づいて設定されることになっています。

第9期における介護保険の財源



介護保険サービス利用にかかる給付費

第9期計画期間中に介護保険サービス利用にかかる給付費は、3年間で約117億円を見込んでおり、そのうちの50%（約58.6億円）が介護保険料で賄われます。



第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別保険料

第1号被保険者の介護保険料基準額の算定方法

$$\begin{aligned} & \text{第1号被保険者負担分相当額 (約30億円)} + \text{調整交付金相当額 (約6.4億円)} - \text{調整交付金見込額 (約8.2億円)} - \text{準備基金取崩額 (約7.7千万円)} - \text{財政安定化基金交付金 (なし)} \\ & \text{保険料収納必要額 約27.5億円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{保険料収納必要額 (約27.5億円)} \div \text{過去の実績より推計した保険料の収納率 (98.72\%)} \div \text{保険料の負担割合で補正した第1号被保険者数 (35,653人)} \\ & \text{第9期における第1号被保険者の介護保険料基準額 78,000円 (月額6,500円)} \end{aligned}$$

第9期計画期間中の所得段階別にみた第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりとなっています。

所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料年額 (実質負担額)
第1段階	● 本人及び世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は生活保護の受給者 ● 本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円以下の者	×0.455 (×0.285)	35,490円 (22,230円)
第2段階	● 本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円超120万円以下の者	×0.685 (×0.485)	53,430円 (37,830円)
第3段階	● 本人及び世帯全員が市民税非課税かつ課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が120万円超の者	×0.69 (×0.685)	53,820円 (53,430円)
第4段階	● 本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円以下で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	×0.9	70,200円
第5段階	● 本人が市民税非課税の者のうち課税年金収入額+合計所得金額-年金収入に係る所得が80万円超で、同じ世帯に市民税課税者がいる者	基準額	78,000円
第6段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の者	×1.2	93,600円
第7段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	×1.3	101,400円
第8段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	×1.5	117,000円
第9段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	×1.7	132,600円
第10段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	×1.9	148,200円
第11段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	×2.1	163,800円
第12段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	×2.3	179,400円
第13段階	● 本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上	×2.4	187,200円

※第1、2、3段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」による軽減が継続されることから、実質の負担割合はそれぞれ基準額の0.285、0.485、0.685となります。

保険料の収め方

第1号被保険者 (65歳以上の人)	特別徴収	年金が年額18万円以上の方 ▶ 年金から差し引かれます
	普通徴収	年金が年額18万円未満の方 ▶ 納付書や口座振替で納めます

※保険料を滞納すると、延滞金や利用者負担の引上げ等が発生します。 ※災害などの特別な事情で納付が難しいときはお早めにご相談ください。

第9期計画における介護保険料について

第9期計画（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）の介護保険料については、総給付費は第8期の実績よりも大きくなっていますが、第8期当初における総給付費の推計値は第9期と同等であったため、第8期と同額の6,500円（基準月額）となります。

【総給付費と介護保険料の推移】

事業計画	期間	総給付費	保険料（基準月額）
第8期	2021（令和3）年度	約36.3億円（実績値）	6,500円
	2022（令和4）年度	約35.3億円（実績値）	
	2023（令和5）年度	約35.9億円（見込値）	
第9期	2024（令和6）年度	約38.8億円（推計値）	6,500円
	2025（令和7）年度	約39.1億円（推計値）	
	2026（令和8）年度	約39.3億円（推計値）	

※詳細は中面をご覧ください。

介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組について

必要な人が必要なサービスを利用できるよう、サービス基盤の整備とサービスの質の向上に取り組みます。また、本人の残存能力を維持・改善することで、生活の質（QOL）を高めることができるような自立支援の視点に立ったケアマネジメントを推進します。あわせて、制度の持続可能性を確保するために給付費の適正化事業を推進します。

給付適正化事業

- 全ての認定調査について内容点検を行い、適正かつ公平な要介護認定の確保を図ります。
- ケアプランの記載内容を点検・確認し、担当の介護支援専門員へ助言・指導を行っていきます。
- 住宅改修施工前後の確認・調査、福祉用具購入・貸与調査を行います。
- 給付日数や提供された介護サービスの整合性の点検を行います。

サービスの質の確保・向上

- 国の介護サービス情報公表システムを活用してサービス提供事業者の情報開示を促進します。
- 介護職員や介護支援専門員の研修参加を促し質的向上の促進を図ります。
- 県と連携して福祉人材の確保・定着を促進するための取組を進めます。
- 介護保険に関する全般の相談窓口の充実と苦情処理体制を強化します。
- 急性期・回復期から生活期まで切れ目のないリハビリテーション提供体制の構築を目指します。

介護保険制度に関するお問い合わせや相談窓口

伊予市 長寿介護課

電話（代表）089-982-1111（直通）089-982-1117

